

◆全文転載◆

●浅井 健さんの紹介●

これから仕事をするキミたとのために～労働報入門～



佐原 多美

講演会初日は、司法書士であり、また法教育に取り組む「司法書士法教育ネットワーク」の事務局もされている浅井健さんをお招きし、労働法についてお話をいただきます。

ところでみなさん、「労働法」と聞いて具体的に法律名やその中身をイメージすることができますか？ わたしの場合。「労働基準法」「最低賃金法」「男女雇用機会均等法」・・・など法律名を頭の中に思い浮かべることはできますが、それらの法律の内容をきちんと理解できているか、とい

われるとまったく自信がありません。

ちなみに労働法とは、「近代的資本主義経済組織における労働関係について定めた法規の総称。わが国には従来、工場法・商店法・職業紹介法・労働闘争調停法などがあつたが、日本国憲法第27条・第28条などをうけて各種の法規が整備された。労働三法のほか、国労法・スト規制法・男女雇用機会均等法・労災保険法・職業安定法・船員法などがある」。(『広辞苑第4版』、岩波書店、2773頁)

う～ん！？ まだまだわかり辛いな。そこで浅井さんの言葉をお借りすると、『弱い立場にある労働者の権利を押し上げてくれるのが労働法』、つまり「雇用者」と「労働者」、対等ではない関係を対等にする、それが労働法なのです。

だから労働法を知らずして、仕事に就くのはキケンですね。しかし、これまでにわたしたちはどのような場面で労働法を学ぶ機会があつたのでしょうか。高校時代、現代社会の授業などでチラッと触れたぐらいかな。

今年5月、京都司法書士会館で行われた「司法書士法教育ネットワーク」のシンポジウムに参加したわたしは、そこで浅井さんの実践報告をうかがいました。何の実践報告かといいますと、司法書士の方々が高校に出向き、労働問題などをテーマとした出前授業を行っているというものでした。具体的には、解雇や賃下げ、残業代の不払いなど理不尽な目に遭ったとき、泣き寝入りするのではなく、声を上げることの大切さを授業を通して子どもたちに伝えています。

浅井さんは、司法書士になる前、15年ほど会社員をされていたそうです。仕事内容は営業。早出、残業は当たり前前の生活。もちろんサービス残業もたっぷり。労働組合はなかったし、労働法について無知だったと当時を振り返り、浅井さんは言います。「労働者の権利は守られているということを、これから仕事に就こうとする生徒や学生のみなさんに伝えていきたい」と意気込んでおられます。

わたしは本学を卒業後、人権教育研究センター(以下・人権研センター)に勤務し始めました。事務助手として三年間アルバイトをし、その後、嘱託事務職員となり、今年で

五年です。わたし自身、会社員時代の浅井さんと同じで、労働法に無知であったと思います。これを機に、労働者のひとりとして、きちんと労働問題を学びたいと思っています。

「法律は守るだけではなく、変えていけるのです」、と浅井さん。まずは法律を知ることが大事ですね。ぜひ、会場に足をお運びくださいませ。いっしょに“かしこく”なりましょう。そして「おかしいな？」と思う事象に対し、きちっと声を上げる術を身につけていきましょう。

当日は寸劇もありますよ！ おたのしみに。

(さはら・たみ＝人権教育研究センター事務職員)